

岩手県告示第88号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第593号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局北上土地改良調査管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市渋民
- 2 実施した期間 令和7年9月17日から令和8年1月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、路線測量及び用地測量